

# どのような正義概念を用いるべきか

——『正義の概念的探究』の批判的検討——

Kyle Johannsen, *A Conceptual Investigation of Justice*, Routledge, 2018.

鷺田 樹音

他のあらゆる学問分野に見られるように、現代正義論においても、各論者が様々な見解を提起し、その妥当性を競い合っている。それ自体に問題はない。しかし、仮にそこでの議論が噛み合っていないのだとすれば問題である。このことについて現代正義論では、概念(concept)と構想(conception)の区別のもと、「同じ正義概念について、各論者がそれを解釈した異なる構想を提起しあっているのだから、有意な論争が成立している」とみなされてきた(Dworkin [1986], Rawls [1999])。しかし、各論者が同じ概念を共有しているという見方に根拠はあるのだろうか。同じ「正義」という言葉を用いていても、実は指している概念が異なるということはないだろうか。

以上の疑問に対し、独自の回答を提示したのがカイル・ヨハンセン(Kyle Johannsen)の『正義の概念的探究』(*A Conceptual Investigation of Justice*)である(以下本書と呼ぶ)。本稿では、核となる主張を中心に本書の議論を整理した後、批判的な検討を加える。

## 1. 本書の概要

本書の目的は、現代正義論において、異なった正義概念を用いている二つの陣営の対立が、理論的に重要であることを示し、その一方を擁護することだ(pp. 1-2<sup>1)</sup>)。その二つの陣営とは、ジョン・ロールズ(John Rawls)に代表される文脈主義者(contextualist)<sup>(2)(3)</sup>の陣営と、ジェラルド・コーエン(Gerald Cohen)に代表される多元

主義者(pluralist)<sup>(4)</sup>の陣営である。現代の論争において、正義は道徳の一部分を指す概念(狭義の正義)として用いられているが<sup>(5)</sup>、両陣営は正義がどのような意味で「道徳の一部分」なのかをめぐって対立している<sup>(6)</sup>。文脈主義者は、正義が社会制度の道徳的正しさを指す点で「道徳の一部分」であると考えている。他方で、多元主義者は、正義が多元的に存在する基本的諸価値——例えば自由や平等など——のうちのひとつを指すという点で「道徳の一部分」であると考えている。このことは、文脈主義者が正義を実践的推論のアウトプット——種々の考慮要素を踏まえて規範的な推論を行ったときの結論——として考えるのに対し、多元主義者が正義を実践的推論のインプット——規範的な推論で踏まえるべき考慮要素——のひとつとして考えているということを意味する。両陣営のうち、本書が擁護するのは多元主義者の陣営である<sup>(7)</sup>。

まず、本書は正義概念をめぐる両陣営の対立が理論的に重要なものであることを示すべく、現代正義論における二つの著名な論争に着目する。一つ目は、運の平等主義(luck egalitarianism)をめぐる論争である。二つ目は、正義の適用対象(site)<sup>(8)</sup>をめぐる論争である。なぜこれらの論争に着目するかと言えば、どちらの論争においても、正義概念の理解の仕方に応じて結論が変わるからである(p. 2)。

前者から見ていこう。運の平等主義とは、選択に起因する不平等は正義に適って(just)いて、運に起因する不平等は正義に適っていないとす

る立場である(p. 27)。この運の平等主義に対しては、ロールズ主義者(文脈主義者)たちから、「軽率な選択をする人々に対して過度に厳しい」など種々の批判が向けられてきた(pp. 27-30)。しかし、運の平等主義が妥協可能(defeasible)<sup>9)</sup>な価値の構想として理解されたならば、それらの批判は有効でない(pp. 31-39)。つまり、運の平等主義を多元主義的に理解する——実践的推論のインプットのひとつとして理解する——なら、それらの批判は有効でない。例えば、「軽率な選択をする人々に対して過度に厳しい」という批判に対しては、「そのような人々に対する同情(compassion)も考慮するので、過度に厳しい帰結を導くことはない」と応答することができるからだ。

後者も見てみよう。正義の適用対象をめぐる論争においては、コーエンのロールズ批判がよく知られている(p. 61)。その批判の要点は次のようなものである。ロールズが自らの主張する正義原理——具体的にはその一部をなす「格差原理(difference principle)」——を直接的に諸個人の選択に適用しないこと、つまり正義原理の適用対象を社会制度に限定することは一貫しないのではないか(pp. 62-63)。しかし、本来、格差原理は文脈主義的に理解されるべきところ、コーエンはこれを多元主義的に理解してしまっている点で、この批判は誤っている(p. 69)。つまり、ロールズは格差原理を制度に適用される実践的推論のアウトプットとして提出したにもかかわらず、コーエンは格差原理があたかも個人にも適用される実践的推論のインプットのひとつであるかのように扱っていることで、両者の議論がすれ違ってしまっているのだ。

以上の議論が示すように、正義概念の理解の対立、つまり文脈主義者と多元主義者の対立が、現代正義論における重要な論争の根底にある。しかし、これは単なる言葉上の論争(verbal dispute)——「正義」という言葉をどう用いて

いるかの違い——でしかないのではないか(p. 93-96)。そうではない。なぜなら、しばしば用語法の違いは理論的相違(theoretical disagreement)を反映することがあるからだ。本書が例に挙げるのは、道徳理論家における「道徳(morality)」という言葉の用法である。功利主義や義務論の支持者のように、多くの道徳理論家は、道徳の構想を正しい行為の構想として考えている。しかし、徳倫理の支持者は、例外的に、道徳の構想を有徳な性格の構想として考える。これは単なる用語法の問題ではない。というのも、前者は、正しい行為に依存するものとして有徳な性格があると考えるのに対し、後者は、正しい行為が有徳な性格の説明を参照することによってのみ理解できると考えるという点で、理論的相違が生じているからだ。

本書によれば、正義概念をめぐる文脈主義者と多元主義者の対立も、これと同形である。この両陣営の対立においては、公正(fairness)の位置づけをめぐる理論的相違が生じているのだ(pp. 91-93)。つまり、文脈主義者は、社会制度に適用される正義原理を合理的に決定するための手続きとして公正を考える(手続き的公正)が、多元主義者は、互いに競合することもある諸価値のひとつとして公正を考える(実質的公正)。前者においては、公正が正義に先立つものであり、後者においては、公正と正義が同一である。

なぜそのような理論的相違が生じるのか。本書は文脈主義者の代表であるロールズの理論に焦点を当てて、その原因を説明する(pp. 100-102)。ロールズは、国家による強制が正当化されるには、恣意的でない方法で、社会制度に適用される正義原理が選択される必要があると考えた。そして、その恣意的でない方法として、公正を手続き的概念として理解し、公正な仮想的契約状況——「原初状態(original position)」——における選択を採用した。このように、正義原理の恣意的な選択を避けようとする際に理

論的相違が生じたのだ。

しかし、このロールズの方法では、原初状態がどのように設定されるべきかについて複数の可能性が考えられてしまう(pp. 102-106)。というのも、原初状態においては、契約当事者の持つ一定の知識が制約される——「無知のヴェール(veil of ignorance)」——が、どの程度制約するかについての説得的な基準は示されていないからだ。つまり、結局のところロールズは恣意性を回避できていない。そこで、本書は、原初状態の設定を特定するために、我々の共有する政治文化に埋め込まれた運の平等主義の価値によって規定される、実質的公正を用いるという独自の理論を打ち出す(p. 107)。この実質的公正であれば、自身の社会的地位や自然的才能に関する知識の制約を直接的に正当化できる。そして、実質的公正は、原初状態の設定のレベルと、そこで選択される制度的原理のレベルの両方において機能する(p. 108)。このように、ロールズの理論を修正する中で、本書は、正義とは諸価値のうちのひとつであり、それは実質的公正と同一のものともみなすべきだという結論に至る。

なお、以上の議論の含意として、正義は効率性や同情のような諸価値のうちのひとつであるという考え(多元主義)と、正義は社会制度の第一の徳であるという考え(正義の優位性)が調和する(p. 112)。つまり、正義は諸価値のうちのひとつでありながら、先に述べた二つのレベルにおいて機能する点で、比類なき価値なのである。

## II. 批判的検討

本書は、ロールズを批判しそれに対抗する正義構想を構築しようとしたコーエンの理論を、ロールズの理論と組み合わせることでさらに発展させる試みとして位置づけることができるだろう。コーエンのような、多元主義的アプロ

チによる運の平等主義については、現在も広く支持を受けているが、本書はひとつの到達点であるといってよい。というのも、コーエン流の理論の問題点のひとつは、諸価値のバランスをどう行うかについて、直観に訴えかけるだけに終わってしまうということにあるが(cf. 井上[2017: 139-141])、本書が提示する理論は、体系的な手続きの中で諸価値のバランスを行うことで単に直観だけに訴えかけることを回避できているからだ<sup>10)</sup>。

もっとも、本書の意義は、運の平等主義の議論に対する貢献にとどまらない。むしろ、本書の最大の意義は、現代正義論における正義概念の理解の対立と、その根底にある理論的相違を明らかにしたことにある。本書以前から、正義概念レベルでの対立が生じているないし生じうるといった指摘は、少ないながらもなされてきた(Vallentyne [2015: 40-42], 亀本[2015: 66-69])。ただし、本書も指摘するように、単に対立していると指摘するだけでは、言葉上の論争であるとの批判を免れない。その点において、正義概念レベルでの対立が公正と正義の位置づけについての理論的相違を反映したものであることを示した本書は、現代正義論全体に対し、これまでにない独自の貢献を果たしている。

さて、以上のように評価できる一方で、本書の議論に疑問がないわけではない。以下では、二つの疑問点を取り上げて検討する。

### II.1. 文脈主義批判の射程が限定的ではないか

第一の疑問は、文脈主義批判の射程が限定的ではないかという点である。本書は文脈主義を批判するにあたり、ロールズの理論に焦点を当てている。なぜなら、ロールズが公正を手続き的に解釈した理由は、文脈主義者一般の立場を多かれ少なかれ代表しているとされるからだ(p. 100)。一応、本書では、「ロールズが現代政治哲学に与えた比類なき影響を考えれば、これは

公平な想定であると望む」(p. 100)と弁明されているが、ロールズに対して当てはまる批判が他の文脈主義者に対しても当てはまるかについては別問題だろう。

確かに、ロールズがこの分野に与えた影響は計り知れない。しかし、ロールズのように正義原理を導く際に手続き主義をとる論者は限られる。そうだとすると、本書の文脈主義批判はロールズと同様の方法論をとる論者にしか当てはまらないのではないか。無論、文脈主義者と手続き主義者の集合が一致するのであれば、問題は無い。しかし、制度的運の平等主義(institutional luck egalitarianism)のように、正義を社会制度の道徳的正しさとして考えつつ(文脈主義)、手続き主義をとらない立場も存在している(Tan [2012])。また、直接的な批判のポイントが不明確な手続き主義的枠組みにある以上、文脈主義者は手続き主義を捨て去ることによって生き延びることができてしまう。したがって、本書の文脈主義批判は、実は手続き主義批判であり、この批判が当てはまるのは手続き主義的な文脈主義者に限定されることになる。そうだとすれば、文脈主義を退け、多元主義を擁護しようとする本書の当初の目的は、不十分にしか果たされていないと言える。

では、手続き主義をとらない文脈主義者にも当てはまる別様の批判は不可能なのか。ここでは、二つの批判を取り上げよう。まず、不必要に用語を増やしてしまっている点で冗長であるという批判がある(Valentyne [2015: 40-41])。つまり、単に社会制度が道徳的に正しいと言うだけならば、正(rightness)の概念で十分であるということだ。この批判は、定義上、すべての文脈主義者に当てはまる。しかし、この批判に対しては、仮に冗長だとしても、理論の実質には影響しないし、現に多くの論者が文脈主義的な正義概念を用いている以上、この概念を用いることには利便性があるという応答が考えられる。

次に、制度的文脈と個人的文脈が区別されてしまうことで、政治哲学と倫理学の無益な分断が生じているという批判がある(Hirose [2014: 182])。これによって、制度的文脈と個人的文脈が絡み合った形態の不正が捉えにくくなってしまっていると言えるだろう。この批判は、より実質的な問題を指摘するものである。確かに、ある仕方で分野が区切られてしまうことで、特定の問題関心が焦点化されにくくなるということは十分にあり得るし、特定の概念を用いることでそれが生じるなら、その概念の使用を控える理由になる。しかし、この批判に対しても、単に特定の問題関心が抜け落ちないように留意すれば十分だという応答が考えられる。

以上のように考えると、本書のように、実質的な理論的相違を指摘しなければ、十分な批判は難しいように思われる。では、手続き主義でない文脈主義者と多元主義者一般において、理論的相違はないのだろうか。本稿は、理論的相違があると考えられる。これについては、続く第二の疑問が関係している。

## II.2. 正義に関して単なる言葉上の論争はありえるのか

第二の疑問とは、正義に関して単なる言葉上の論争はありえるのかという点である。まずは、言葉上の論争について確認しよう。本書によれば、単に意味論的で、哲学的な関心事でない論争を、言葉上の論争という(pp. 93-94)。つまり、言葉上の論争においては、どちらの用法が現代の言語慣習に一致しているかということが問題になるに過ぎない(p. 94)。

さて、本書においては、文脈主義者と多元主義者の正義概念の対立が、公正の位置づけをめぐる理論的相違を反映しているがゆえに、言葉上の論争以上のものであるという主張がなされている(pp. 91-96)。しかし、先に論じたように、公正の位置づけをめぐる理論的相違が、手続き

主義的な文脈主義者と多元主義者の対立に限定的であるとすれば、手続き主義的でない文脈主義者と多元主義者の対立は、言葉上の論争に過ぎないのだろうか。

この疑問に対し、本稿は、そもそも正義に関して単なる言葉上の論争は、論理的にはありえても、実際にはありえないと主張する。というのも、ある社会について「正義に適っていない」と言うことは、単なる言い方の問題ではなく、規範的含意をもたらすからだ(Tan [2012: 82])。例えば、ある社会について、一方の論者は「正義に適っている」と言うが、他方の論者は「正義に適っていない」と言う場合を考えてみよう。この場合、論理的には、両者が単に違う意味で言葉を用いているだけで、理論的相違はないということ(言葉上の論争)が考えられる。しかし、実際には、両者が、一定程度「正義」という言葉の辞書的な意味に拘束される以上、「正義に適っている／いない」という言い方は、実質的な規範的評価の相違を伴ってしまう。なぜなら、「正義に適っていない」という言い方は、正義に適っていない社会を正義へと向かわせることに対応した、強い責務を課すことを含意するからだ(Tan [2012: 82])。したがって、実際には正義に関して単なる言葉上の論争はありえず、そこには規範的評価をめぐる理論的相違が生じている。

また、ヨハンセン自身も、後の論文で、文脈主義者と多元主義者の対立が言葉上の論争以上のものであるということ、本書とは別の観点から説明しようとしている(Johannsen [2019: 705-708])。この論文で、ヨハンセンは、指示論争(referential dispute)という考え方を導入している。指示論争とは、双方が用いるある言葉が、異なる指示対象を持ちながら、双方が同じ基本的理解を共有しているような論争のことである。ヨハンセンの見るところ、文脈主義者と多元主義者の対立は、指示論争として理解できる。つ

まり、文脈主義者と多元主義者において、「正義」という言葉は、異なる指示対象(社会制度の道徳的正しさ・基本的諸価値のうちのひとつ)を持ちながら、両陣営が同じ基本的理解(「正義は公正に関係する」など)を共有しているということである。これと違い、単なる言葉上の論争の場合は、指示対象も異なるし、基本的理解も異なる。

指示論争についてのヨハンセンの議論は萌芽的であり、多くは語られていないが、この見立てではある程度説得的ではないだろうか。仮に、正義に関して単なる言葉上の論争が生じていると考えてみよう。そうだとすると、なぜこれほどまでに概念と構想の区別が広く流通してきたのか説明がつかないように思われる。というのも、この区別は、論者間で共通する核が共有されているという前提によって成り立っているが、指示対象も基本的理解も共有されていない——実質的な共通の核がない——のに(単なる言葉上の論争)、この前提が広く受け入れられてきたと考えるには無理があるからだ。単なる言葉上の論争であったとすれば、多くの論者は自分が不毛な議論に終始していることに気づいていなかったということになるが、そうは考えにくい。このように、現代正義論における正義概念の対立が、指示論争として理解できるとすれば、この観点からも、実際には正義に関して単なる言葉上の論争はありえないと言えるだろう。

### III. 終わりに

有意味な論争が成り立つためには、同じ概念を用いて議論が行われていなければならない。どの概念を用いるのが望ましいかはともかく、概念レベルでの対立があることに自覚的であれば、不毛な議論に時間を費やす可能性を減らすことができる。

現代正義論においては、ロールズの『正義論』以降、概念分析(conceptual analysis)が下

火であったが、例えば平等についての議論では、依然として概念分析が有力なアプローチであり続けている(井上[2017: 30-40])。また、近年では、概念工学(conceptual engineering)ないし概念倫理(conceptual ethics)といったアプローチも登

場している(Cappelen & Plunkett [2020])。このような状況を踏まえると、今後の現代正義論においては、正義構想レベルの議論だけでなく、正義概念レベルの議論も深めていく必要があるだろう。

## 註

1. 特に断りがなく、ページ数のみ表記しているものは、Johannsen [2018]からの引用である。
2. 文脈主義者というネーミングはいささか分かりにくいだが、以降で見るように、正義が社会制度という限定された文脈(領域)に関係するという意味で、正義が「道徳の一部分」だと考えていることから、そう名付けたと思われる。
3. ロールズ以外の文脈主義者として、ロナルド・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)やトマス・ポグゲ(Thomas Pogge)などが挙げられる。
4. コーエン以外の多元主義者として、リチャード・アーネソン(Richard Arneson)やヒレル・スタイナー(Hillel Steiner)などが挙げられる。
5. 道徳的正しさ一般を指す概念(広義の正義)として正義を理解する論者は、現代ではほとんど存在しない。仮にそのように理解したとすれば、正義(justice)と正(rightness)の概念が等しくなるので、正義概念の独自性がなくなってしまうからであろう。
6. なお、以下で正義と言う場合、狭義の正義を指している。
7. もっとも、本書が最終的に打ち出す理論は、文脈主義者の一人であるロールズの理論と、多元主義的な見方を折衷したようなものになっている。
8. 本書では正義の「射程(scope)」という用語が用いられているが(p. 2)、一般に、「射程」という用語は、正義原理が国家を越えてグローバルに適用されるか否かという問題について指すときに使われる(cf. Tan [2012: 1-2])。しかし、ここでの議論は、正義原理が適用される主体ないし実体が何かという問題についてであり、これは正義の「適用対象(site)」の議論である。したがって、「適用対象」という用語に改めた。
9. 「妥協可能(defeasible)」という用語は、「プロタント(pro tanto)」という用語に置き換え可能であると思われる。つまり、妥協可能な価値は、他の価値の考慮によって覆されうるが、それでも一定の重みを持ち続けるということである。「妥協可能」という字面からすると、むしろ「一応の(prima facie)」と同義であるように見えるが、本書の用法を見るに、「妥協可能」と言うことで、その価値の重みが帳消しになるといったことは意味していない。
10. この問題点の克服を試みたものとして、他には井上[2017]が挙げられる。

## 文献

Cappelen, Herman and David Plunkett (2020) "Introduction: A Guided Tour of Conceptual Engineering and Conceptual Ethics," in Harman Cappelen and David Plunkett (eds.), *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, Oxford: Oxford University Press.

- Dworkin, Ronald (1986) *Law's Empire*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Hirose, Iwao (2014) *Egalitarianism*, New York: Routledge.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店.
- Johannsen, Kyle (2018) *A Conceptual Investigation of Justice*, New York: Routledge.
- Johannsen, Kyle (2019) "Conceptual Disagreement about Justice: Verbal, but Not Merely Verbal," *Dialogue: Canadian Philosophical Review*, 58(4), 701-709.
- 亀本洋 (2015) 『ロールズとデザート：現代正義論の一断面』成文堂.
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice, rev. ed.*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Tan, Kok-Chor (2012) *Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford: Oxford University Press.
- Vallentyne, Perter (2015) "Justice, Interpersonal Morality, and Luck Egalitarianism," in Alex Kaufman (ed.), *Distributive Justice and Access to Advantage: G. A. Cohen's Egalitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 40-49.

## 謝辞

本稿の草稿に対しては、井上彰先生、齋藤純一先生、近藤耀吾さん、榊原清玄さんから個別にコメントをいただいた。また、齋藤純一先生のゼミで本稿の草稿を報告した際には、奥田淳平さん、小林卓人さんからコメントをいただいた。そして、匿名の査読者には、幾つもの重要な指摘をいただいた。記して感謝申し上げる。